

# JR東海労なごや

2016年6月17日 No.1068  
JR東海労名古屋地方本部  
発行者： 山田 哲也  
編集者： 教宣部

# 同じ仕事なら同じ給料を！

## 「同一労働同一賃金」の大原則を裁判所が判断

### あなたの会社 大丈夫？



6月6日の中日新聞朝刊に、『あなたの会社大丈夫？』と題した裁判の判決記事が出ました。

5月13日、東京地裁が下した判決の記事です。内容は東京都に住むトラック運転手が、定年退職後に再雇用され、「定年前からずっと同じ仕事なのに給料を減らされるのは納得いかない」と、勤務先である横浜市の運送会社を訴えたものです。

訴えた運転手は、仕事の内容が早朝から夕方まで荷物を1日300km近く運ぶなど、定年前と後で全く変わらないにもかかわらず賃金は2~3割減らされました。会社との交渉でも進展がないため訴訟を起こしました。

### 同じ仕事で賃金差をつけるのは違法と判断

裁判所は、定年前後同じ仕事をしていると認定し、賃金で差をつけるのは違法と判断しました。また「再雇用時本人も納得の上」と雇用契約書を提出した会社に対し、裁判官は「同意しなければ就労できなくなるのでやむを得ず同意した。」という本人の主張を採用しました。

### はっきりした企業の賃金コスト圧縮目的

企業は、再雇用制度を人件費削減の手段としています。労働契約法20条では『有期契約社員と無期契約社員との間で労働条件に不合理な差をつけてはならない』とされています。差を付けるのは明らかに法律違反です。

**専任社員の皆さん、減らされた賃金で正社員と同じ仕事をさせられていることに怒りを持ちましょう！**  
**制度を見直さない会社の背景にあるのは、**  
**それに反対できない労働組合があるからだ！**